

多面的機能支払交付金 研修会



椹平の棚田(日本棚田百選)

農業が支える農村の地域コミュニティと多面的機能

農業・農村の有する多面的機能



R 3 主な改正事項（田んぼダム推進）

1. 加算対象となる田んぼダムの定義

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

写真：新潟市

田んぼダム未実施

2. 加算措置の要件

①事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1－3号の事業計画書に記載すること。

②実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムに取り組むこと。

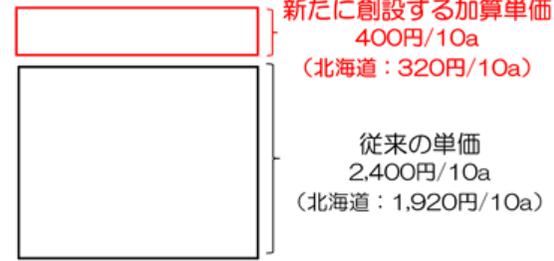
3. 加算単価

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

※ 本支払の活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

資源向上支払（共同）



事業計画期間5年

R 3 主な改正事項

鳥獣被害防止対策の強化

◆これまで

「53 農地周りの環境改善活動の強化」

◆これから

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

「鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理」も対象
となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する
鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等



鳥獣緩衝帯（イメージ）

法人化した活動組織は金銭出納簿の提出を免除

法人化した組織※1においては、**金銭出納簿の市町村への提出が不要**※2になります。

- ※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指す。
- ※2 金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等において必要に応じて確認する。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H31.3.29付け）の4に基づく様式とする。



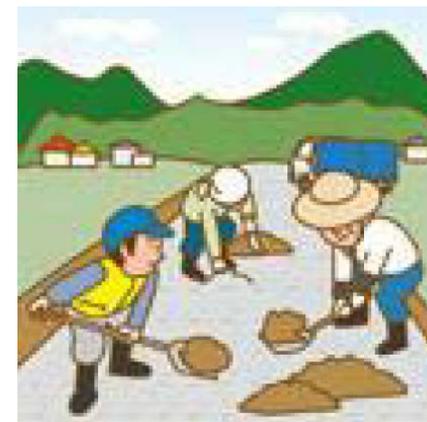
県要綱基本方針【県独自取組】について

～国が定める活動指針及び活動要件の他に県が定める独自取組～

●農地維持

※R3改正 赤字

- 4 遊休農地発生防止のための保全管理
(立枯木等支障木の伐採・除根、野ネズミ等の駆除、
鳥獣害防止活動や樹園地における病害虫の拡散防止活動)
- 5 畦畔・法面・防風林の草刈り、 6 ため池の草刈り
(立枯木等支障木の伐採・除根等)
- 16 異常気象時の対応 (異常気象前後の見回り、応急措置)
(洪水、台風、地震、**渇水**、**豪雪**、融雪等の異常気象等)
- 100 融雪剤の散布
- 101 融雪排水のための溝きり
- 102 農用地の除排雪
- 103 水路の配水操作
- 104 農道の除排雪
- 105 ため池の配水操作



県要綱基本方針【県独自取組】について

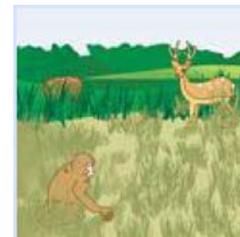
～国が定める活動指針及び活動要件の他に県が定める独自取組～

●共同

30 農用地の軽微な補修等

新たに鳥獣害防止のための防護柵の設置等

※R3改正 赤字



50 資源循環

(地域内で発生する果樹選定枝等を収集し、たい肥化を図ることや木質バイオマス燃料、家畜敷きわら代替、農業用土壌改良剤等への活用を図ること)

●長寿命化

61 水路の補修、62 水路の更新等

(ポンプには、小屋等の保護施設や貯水槽等の付帯施設を含む)

62 水路の更新等

((山間部の用水路等) 蓋の設置、(排水路) 法面保護施設の設置)



106 取水施設の補修(堰、取水口、井戸等) 111 スプリンクラーの補修(畑地かんがい施設)

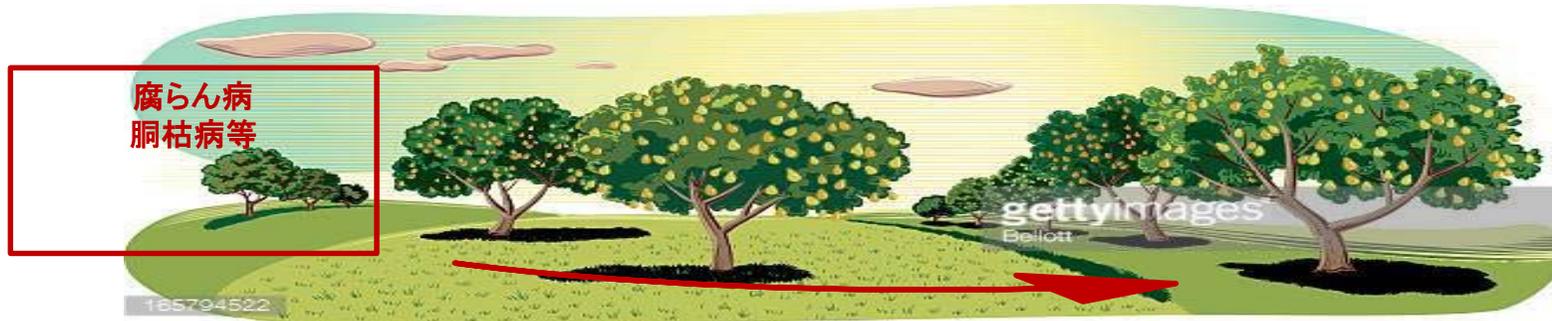
107 ため池の浚渫 112 スプリンクラーの更新(畑地かんがい施設)

108 給排水施設の補修 113 進入路の補修

109 給排水施設の更新 114 進入路の更新等

110 暗渠排水の補修 115 取水施設の更新(堰、取水口、井戸等)

樹園地における病害虫の拡散防止活動等



定期的な病害等の発生状況調査等の実施により、近隣の園地にも被害が拡大する可能性がある病害等を早期発見することで、拡散を防止し、農用地を保安全管理する。

定期的な発生状況把握調査の実施による早期発見

地域ぐるみの取組み



・活動組織で樹園地を回り病害箇所の確認等

(日当等)
多面的機能支払
農地維持支払
遊休農地発生防止の保安全管理

被害拡大防止及び農地の保全

果樹剪定枝の資源循環



農地

(収集)



(運搬)

選定枝の収集、受入事業者までの運搬費



資源向上支払(共同活動)農村環境保全活動
資源循環 地域資源の活用・資源循環のための活動

受入事業者

剪定枝をチップ化・加工し、
様々な資源循環へ活用



木質バイオマス発電燃料



発電



家畜敷きわら代替品



農業土壌改良剤

●広域協定の対象区域が六法指定地域の場合

（離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興、過疎、特定農山村）

50ha以上 又は 3集落以上

●広域協定の対象区域が六法指定地域以外の場合

200ha以上



県要綱基本方針【長寿命化】について

●200万円/工事以上が可能となる場合



① 上限額**500万円**未満

- 水路
- 農道
- 受益面積2ha未満のため池

農業農村整備事業管理計画を見直しても予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合

② 上限額**800万円**未満

- 受益面積2ha以上のため池

農業農村整備事業で事業化が困難な場合



長寿命化の工事1件あたりの上限額について

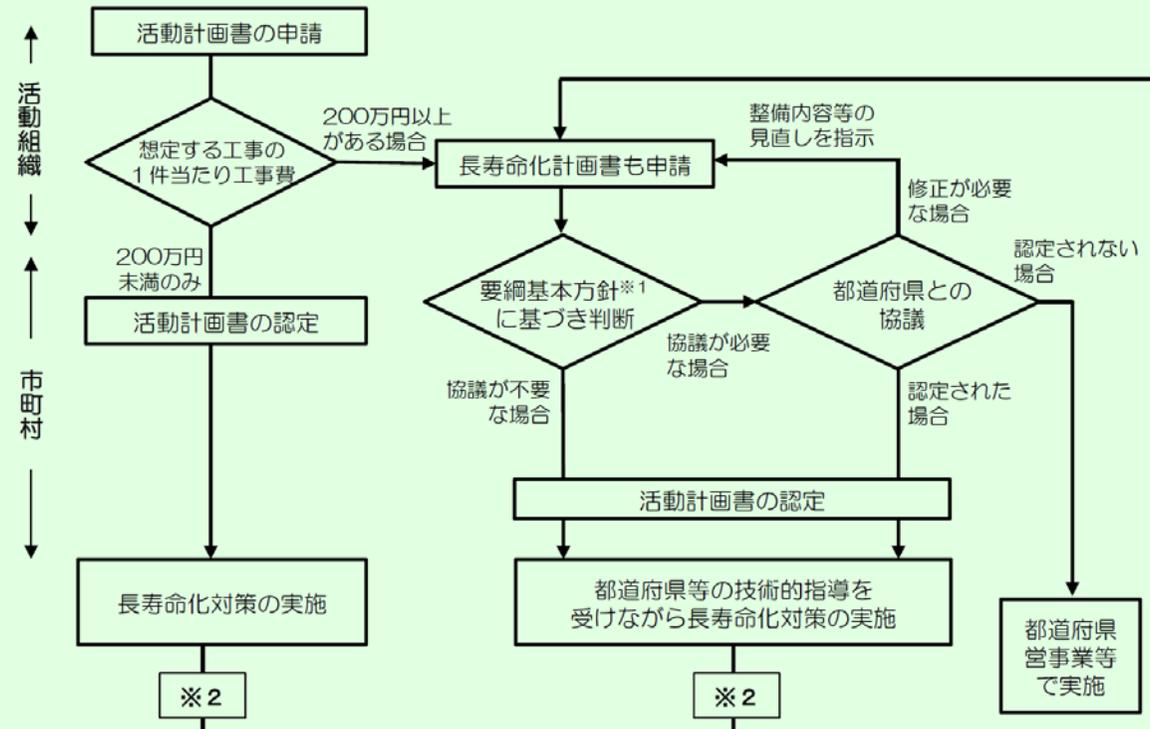
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したものです。

○長寿命化対策の実施フロー図



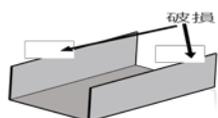
※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

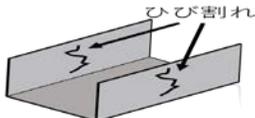
長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

※ 原則200万円以上の工事は、他事業で実施すること

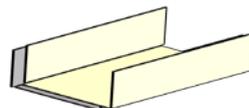
パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(450万円)



A. 水路破損部
補修工事
(150万円)



B. 水路ひび割れ
補修工事
(110万円)



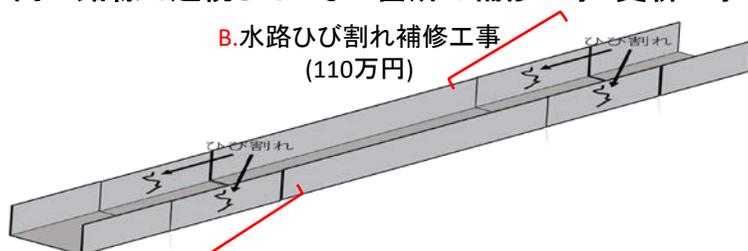
C. 水路更新
工事
(190万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,B,Cとも作成不要。

パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(220万円)



A. 水路ひび割れ補修工事
(110万円)

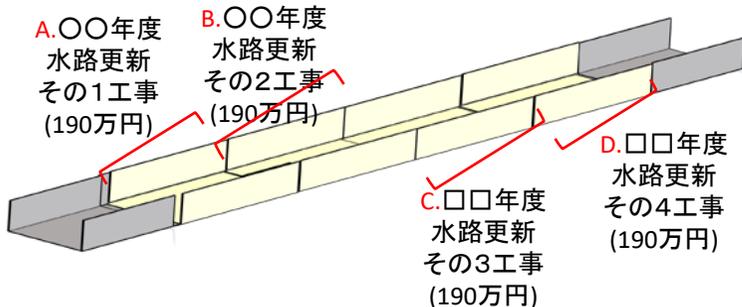
B. 水路ひび割れ補修工事
(110万円)



【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,Bとも作成不要。

パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(760万円)



A. ○○年度
水路更新
その1工事
(190万円)

B. ○○年度
水路更新
その2工事
(190万円)

C. □□年度
水路更新
その3工事
(190万円)

D. □□年度
水路更新
その4工事
(190万円)



【工事1件の考え方】
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
ただし、全体を工事1件として考えるものの、要綱基本方針に定められた上限額500万円の要件を越えていることから、長寿命化の活動の対象外となり、他事業で実施すること。

- ・ 山形県が定める要綱基本方針において、工事1件当たりの上限額500万円未満に引き上げています。
- ・ イメージ図は、水路の更新・補修の場合。不明な点については、市町村、県にお問い合わせください。

多面的機能支払交付金から他事業へ移行した事例

山形県南陽市の場合

【事業名】

(移行前)

多面的機能支払交付金
活動組織名：鍋田広域資源
保全隊

(移行後)

農地耕作条件改善事業
事業実施主体：鍋田広域資源
保全隊

【移行した工事内容】

用水路の更新 L=670m (左記事業費：4,785千円)

【移行による効果】

○工期の短縮 (2年間→1年間)

移行前：令和4年度～令和5年度 移行後：令和2年度

○後年度の予定を前倒して実施

移行したことにより、当初多面的機能支払交付金で令和4年度から令和5年度の2年間で予定していた工事を1年間に短縮し、かつ、令和2年度に前倒して実施。

○活動組織における事務の軽減

1年間で工事を完了できるため
見積聴取などの契約手続きに係る
事務の作業回数を軽減。

2回(1回/年×2年) → 1回



工事着手前の状況

静岡県藤枝市の場合

【事業名】

(移行前)

多面的機能支払交付金
活動組織名：大新島四季
の里クラブ

(移行後)

農業水路等長寿命化・防災減災
事業
事業実施主体：藤枝市

【移行した工事内容】

U字溝の布設 L=290m (左記事業費：21,400千円)

【移行による効果】

○工期の短縮 (3年間→1年間)

移行前：平成30年度～令和2年度 移行後：令和2年度

○他の水路整備を前倒して実施

令和2年度に予定していた他の水路整備を、多面的機能支払交付金で令和元年度に前倒して実施。

○活動組織における事務の省力化

藤枝市が実施主体となるため、
見積聴取などの契約手続きに係る
活動組織における事務は不要。

3回(1回/年×3年) → 0回



工事着手前の状況

様々な事業を組み合わせた小規模な整備

○ 規模や目的に応じた事業により、小規模な整備を支援

【農業水路等長寿命化・防災減災事業】

長寿命化や更新のための水路等の整備

対象地域：農振農用地、生産緑地等
事業主体：都道府県、市町村、改良区等
事業規模：200万円以上
受益者：農業者2者以上



水路の改修



ため池の改修

【農地耕作条件改善事業】

区画拡大・排水改良、高収益作物の導入

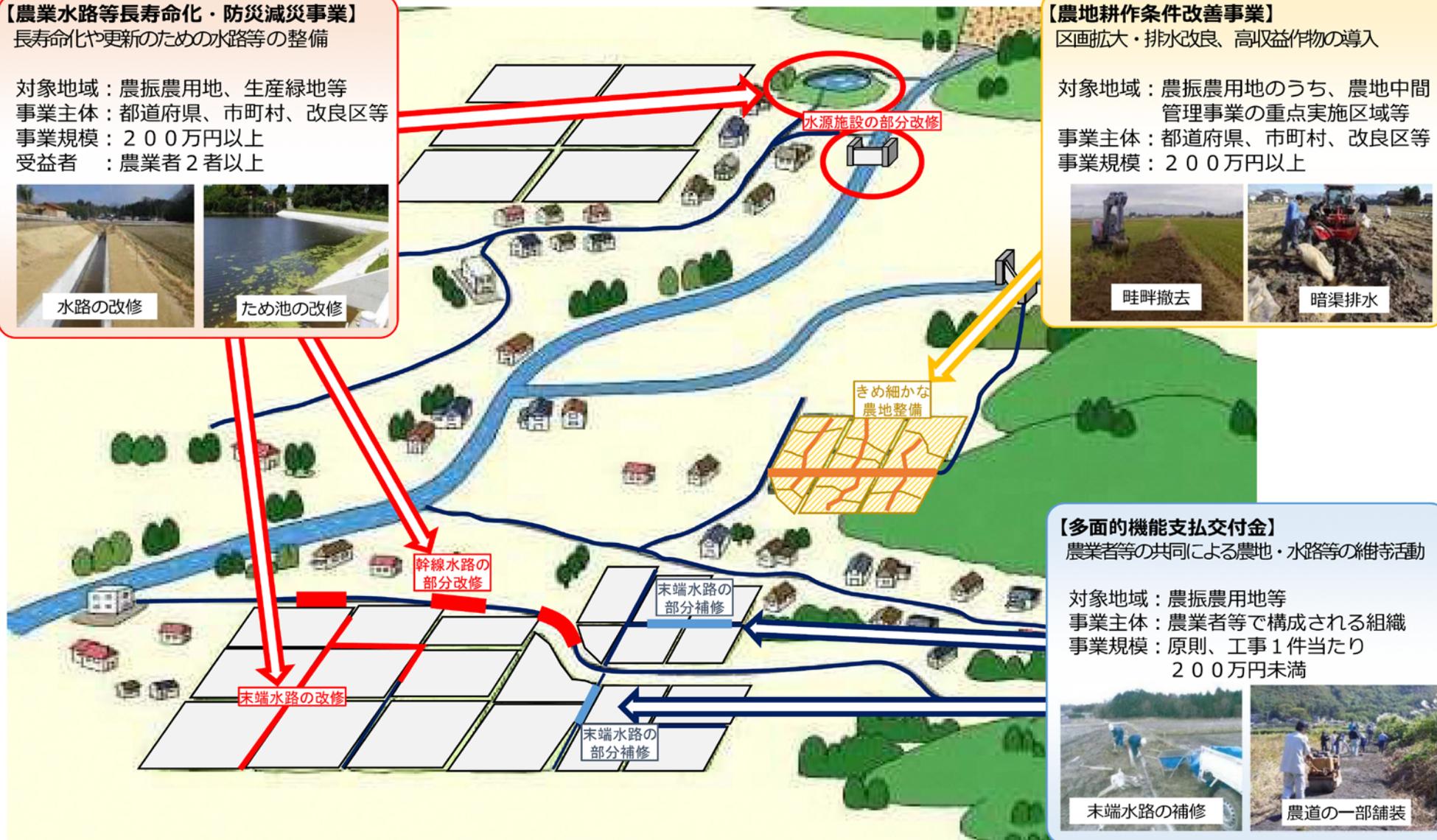
対象地域：農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域等
事業主体：都道府県、市町村、改良区等
事業規模：200万円以上



畦畔撤去



暗渠排水



【多面的機能支払交付金】

農業者等の共同による農地・水路等の維持活動

対象地域：農振農用地等
事業主体：農業者等で構成される組織
事業規模：原則、工事1件当たり
200万円未満



末端水路の補修



農道の一部舗装

お知らせ

令和2年8月

多面的機能支払交付金活動に取り組む皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る活動について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動を行う際には、下記に留意して実施してください。

◆活動の実施にあたって、感染防止に努めてください。

【対応例】

- ・参加者の検温
- ・手指の消毒とマスクの着用
- ・作業間隔を広くとる
- ・体調不良時は無理をしない
- ・連絡体制の整備 等

◆喫緊に行う活動は必要最小限にとどめ、可能なものは事態が収束後に行うことや規模を縮小すること等、検討してください。総会等の意思決定については、書面やメール等による開催や議決も可としています。

◆新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から活動を行わないこともできます。手続等については、下記のお問合せ先にご相談ください。

活動実施にあたっては、組織内の合意を得ることが重要です。

お問合せ先

各市町村	多面的機能支払交付金担当課	
県庁	農村計画課	023 - 630 - 2506 (多面的機能担当)
村山総合支庁	農村計画課	023 - 621 - 8261
最上総合支庁	農村計画課	0233 - 29 - 1339
置賜総合支庁	農村計画課	0238 - 35 - 9055
庄内総合支庁	農村計画課	0235 - 66 - 5554
山形県多面的機能支払推進協議会		023 - 647 - 8851

詳しくは、市町村担当課又は県総合支庁農村計画課にご相談ください。

お知らせ

令和2年12月21日

多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金 活動に取り組む皆様へ

地域共同活動による除排雪作業について

12月14日から、県内各地で大雪に見舞われています。また、今後も大雪の発生が予想されます。

地域共同活動による農地や農地周りの農道の除排雪作業に多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用が可能です。

活用例

●地域共同活動による農地や農道等の状況確認や除排雪

- ・農地や農道、水路等の状況確認
- ・農業用ハウス等の施設倒壊や果樹の枝折れ対策のために必要な農道、農地、農業用施設の除雪

留意事項

- ・除排雪作業は、安全が確認できる状況になってから複数人で行ってください。
- ・活動実施にあたっては、組織内の合意を得ておくことが必要です。
- ・多面的機能支払の場合、活動計画書に位置付けられた農道等が対象となります。
- ・中山間地域等直接支払の場合で当該使途が協定書内に明記されていない場合は市町村に相談してください。

お問合せ先

県庁	農村計画課	023 - 630 - 2506 (多面的機能・中山間)
村山総合支庁	農村計画課	023 - 621 - 8261 (多面的機能・中山間)
最上総合支庁	農村計画課	0233 - 29 - 1339 (多面的機能・中山間)
置賜総合支庁	農村計画課	0238 - 35 - 9055 (多面的機能・中山間)
庄内総合支庁	農村計画課	0235 - 66 - 5546 (多面的機能・中山間)
各市町村	多面的機能支払交付金・中山間直接支払 担当課	
山形県多面的機能支払推進協議会		023-647-8851

詳しくは、市町村担当課、県総合支庁農村計画課、協議会にご相談ください。

お知らせ

令和2年7月29日

多面的機能支払交付金 活動に取り組む皆様へ
 中山間地域等直接支払交付金

台風等による災害時の復旧作業について

7月27日から大雨により、県内で農地等の被害が確認されています。また、今後も大雨等により農地等への被害発生が懸念される所です。

これら被災箇所の復旧に当っては、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用が可能です。

なお、活動時点において交付金が交付されていない場合等により資金が不足する場合は、立替払い等で対応のうえ、交付金の交付後に充当してください。

支援対象

異常気象前後の見回りや応急措置

農地や農地周りの水路、農道等の見回り

農地畦畔や農地周りの水路、農道等の土砂上げ・補修等

※ 見回りは、安全が確認できる状況になってから複数人で行ってください。

活動実施にあたっては、組織内の合意を得ておくことが重要です。

中山間地域等直接支払の場合で当該使途が協定書内に明記されていない場合は使途を明記し市町村に届け出てください。

(裏面もご覧ください)

お問合せ先

県庁	農村計画課	023 - 630 - 2506	(多面的機能・中山間直払)
村山総合支庁	農村計画課	023 - 621 - 8261	
最上総合支庁	農村計画課	0233 - 29 - 1339	
置賜総合支庁	農村計画課	0238 - 35 - 9055	
庄内総合支庁	農村計画課	0235 - 66 - 5554	
各市町村	多面的機能支払交付金担当課 中山間地域等直接支払交付金担当課		

詳しくは、市町村担当課又は県総合支庁農村計画課にご相談ください。

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金における 災害復旧作業対応

	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払交付金
災害復旧作業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 農地維持活動の「異常気象時の応急措置」で復旧作業の実施が可能です。 活動計画の変更等は必要ありませんが、災害時の対応方法について予め総会等で合意を得ておいてください。 活動要件を満たすことを前提に、農地維持と資源向上(共同)の交付金の活用は可能です。(長寿命化との流用は不可) 実施にあたっては施設管理者との協議が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定の共同活動に災害の復旧作業等の項目が明記されていない場合は、協定内で合意のうえ、使途を明記して市町村に届ければ実施可能です。 実施にあたっては施設管理者との協議が必要となります。
		<p>被災状況を踏まえ別途の手続が必要</p> <p>応急措置に活用可能</p> <p>明記がない場合は明記し市町村に届出</p>
	<p>被害が甚大で交付金が不足するなどの場合は個別にご相談下さい。</p>	
	<p>※別途手続(甚大な自然災害の特例措置適用)により</p> <ul style="list-style-type: none"> 「復旧活動を行うことで、今年度の活動要件を満たす」とみなされます。 農地維持、資源向上(共同・長寿命化)予算のすべてを復旧活動に充当可能です。(この手続きは、市町村、県が農政局に申請しますので個別にご相談下さい。) 	

農地境の畦畔の草刈りや畦畔の復旧

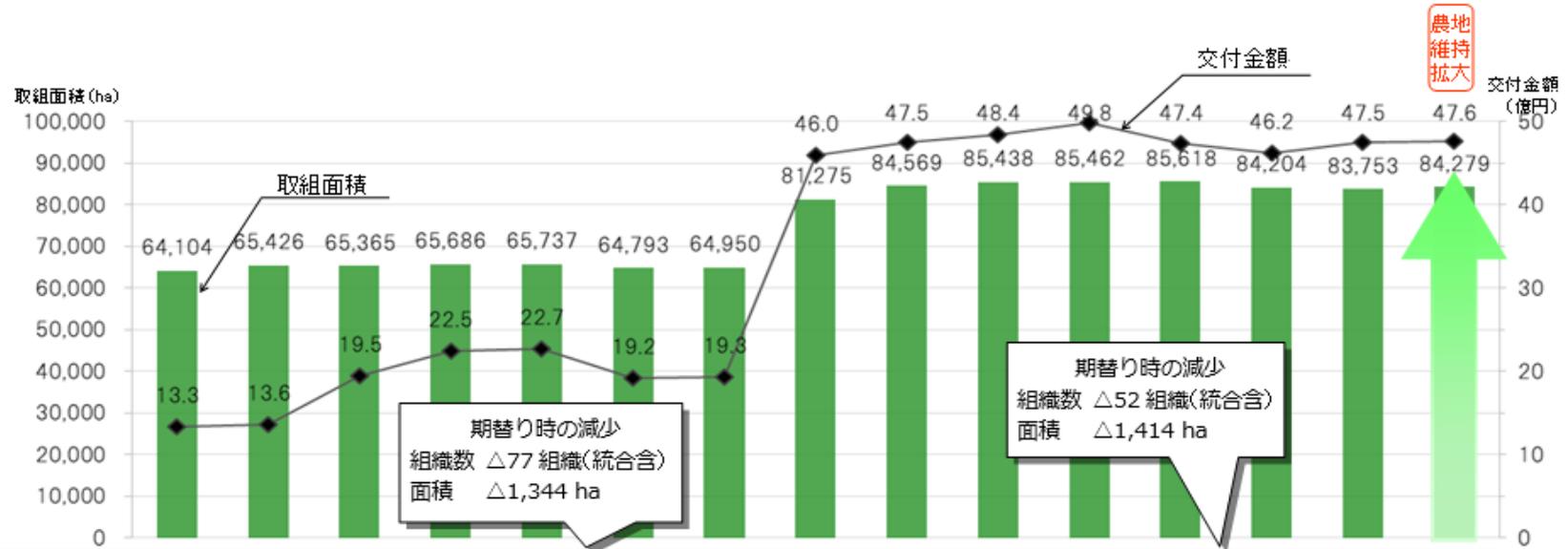
多面的機能支払交付金情報

農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去も支援の対象になっています。

共同活動として計画に位置付けて行う農地と農地の境の草刈りに加え、地震やその後の降雨等で崩れた畦畔の復旧などは多面的機能支払交付金の農地維持活動として使途の対象になっています。

以前の農地・水・環境保全向上対策では一部認められていませんでしたが、使途が拡大されています。

山形県の取組状況

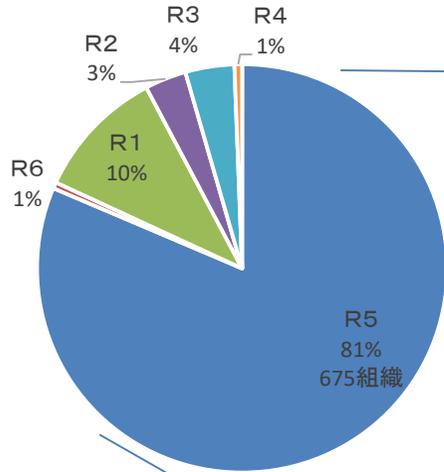


年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
制度	農地・水環境保全向上対策 (H23～農地・水保全管理支払制度)							多面的機能支払交付金							
期別	第1期				第2期			第1期				第2期			
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 共同活動支援 向上活動支援 							<ul style="list-style-type: none"> 資源向上支払(長寿命化) 資源向上支払(共同) 農地維持支払 							
取組面積 (ha)	64,104	65,426	65,365	65,686	65,737	64,393	64,950	81,275	84,569	85,438	85,462	85,618	84,204	83,753	(84,279)
カバー率 (%)	51.9	53.0	53.0	53.2	53.3	52.2	52.6	67.3	70.2	70.9	71.0	71.1	70.3	69.9	(70.3)
組織数	627	641	641	643	644	567	575	802	866	881	880	885	833	825	(828)
交付金額 (億円)	13.3	13.6	19.5	22.5	22.7	19.2	19.3	46.0	47.5	48.4	49.8	47.4	46.2	47.5	(47.6)

※ 令和3年度は、令和3年9月末現在の見込み

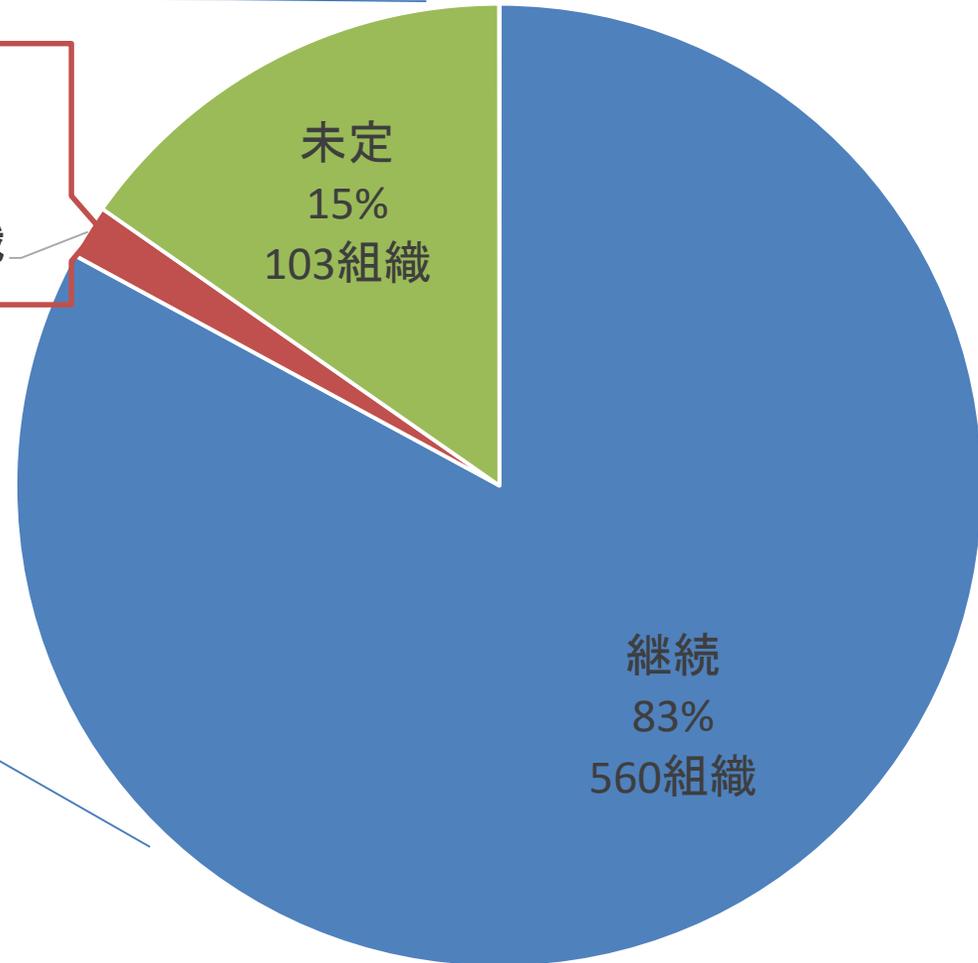
活動の継続について（意向調査）

計画終了年度別

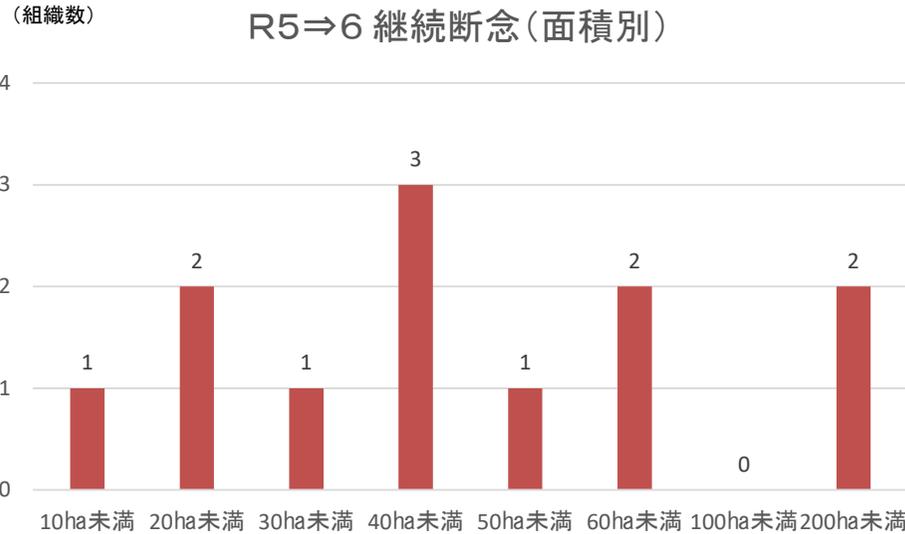


R5終了後のR6再認定について（組織数）

断念
2%
12組織

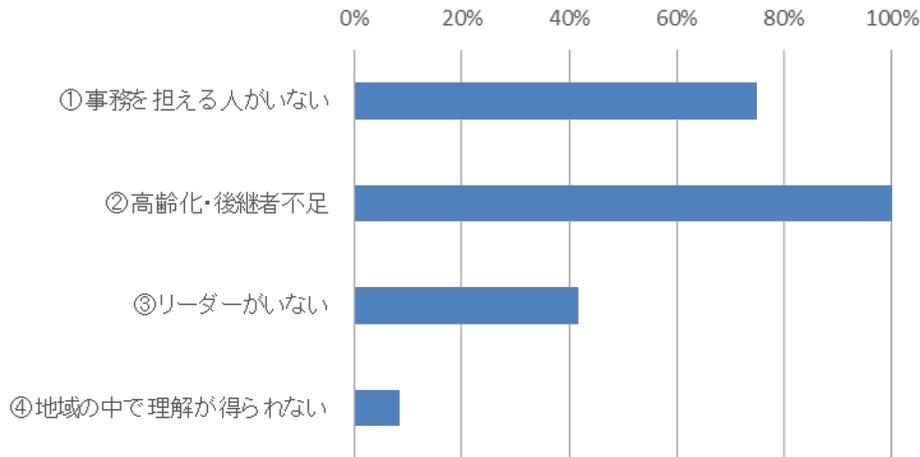


活動終了予定組織の農用地面積について

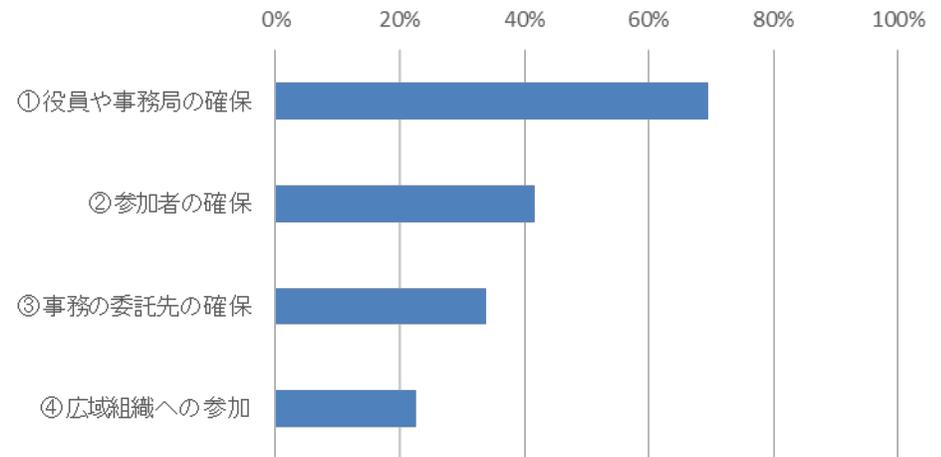


約600ha減

R5継続 断念 理由 (複数選択可)



次期 継続するために (複数選択可)



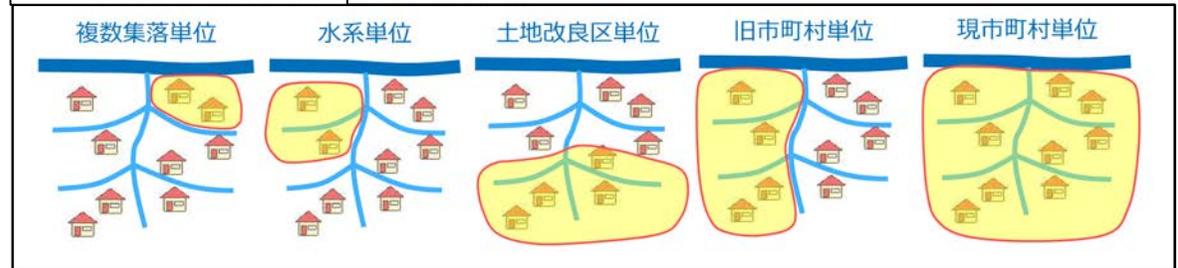
活動継続のため課題解決に向けて動いている地区があります

本日の研修会

●活動継続のため

▪広域組織化

【広域組織単位(例)】

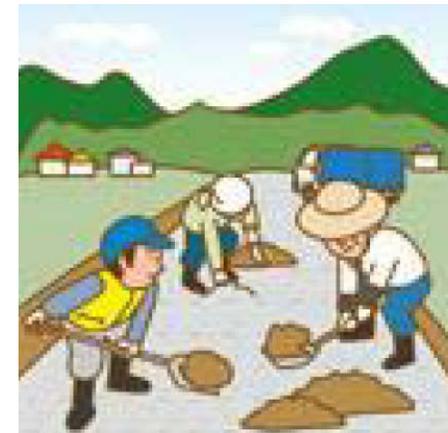


▪改良区と活動組織の連携・強化

●災害への応急対応

●田んぼダム

●長寿命化工事の他事業活用



活動中の安全について

- ・全国的に農作業中や多面の活動中の事故が年々増加傾向にあります。
- ・事故があった場合には、市町村を通じて、県に速やかに報告をお願いします。

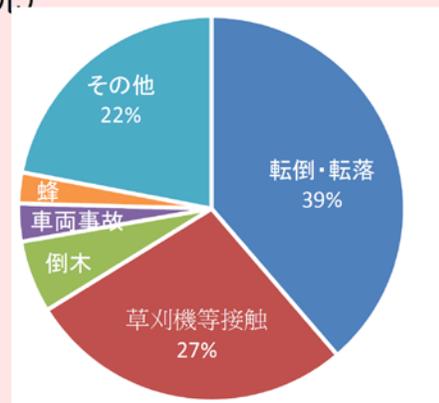
活動を行う前に、必ず保険に入りましょう。

活動にあたっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です。

■ 事故の傾向（平成24年度～令和2年度の発生状況）

平成24年度から令和2年度に350件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落（39%）及び草刈機等の接触（27%）で過半数を占めています。

樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがあります。また、障害事故のみならず、物損事故も増加しており、特に注意が必要です。



事故原因の内訳 (%)



活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています

広域化を契機とした長寿命化活動の一部を他事業へ移行

なべた

鍋田広域資源保全隊（山形県南陽市）

- 本地域は、山形県の南部に位置する水田地帯。水路等は造成後40年以上経過し、地区内の水路の多くが未装工で、維持管理に苦慮していた。平成19年度から農地・水保全管理支払交付金（現：多面的機能支払交付金）に取り組み、地域ぐるみで水路等の保全管理を開始。
- 多面的機能支払交付金の施設の長寿命化対策活動により、計画的に水路の更新等を行うこととしていたが、地区内には要望水路が多く、調整に苦慮していた。広域活動組織になることにより、農地耕作条件改善事業の実施主体となることができ、事業に取り組んだ。
- 水路の更新等を、多面的機能支払交付金から団体営事業に移行にすることにより、実施時期を2年前倒して着手することができた。また、実施期間を2か年から1か年に短縮することができ、発注・契約等に係る事務作業の負担が軽減された。

【地区概要】

- ・取組面積 13,127ha
(田10,795ha、畑2,33ha)
- ・資源量 開水路42.9km、農道18.4km
- ・主な構成員
農業者、非農業者、土地改良区、維持管理組合等
- ・交付金 約4.7百万円(R元)

農地維持支払
資源向上支払(共同・長寿命化)

活動開始前の状況や課題

- 保全管理する施設が多く、造成後40年以上が経過し、老朽化により維持管理が困難な状況。また、農業者の高齢化の進行により、農業者だけによる施設の維持管理が困難な状況。
- このため、平成19年度から農地・水保全管理支払交付金に取り組み、地域の共同活動によって、水路等の保全管理を実施。
- 施設の長寿命化活動において、地区内には更新要望水路が多く、調整に苦慮していた。



共同活動による水路の土砂上げ

取組内容

- 施設の長寿命化活動の取組みでは、農業者等が補修等の技術を学び、自ら作業を行うことで、補修等に係る費用の縮減と、地域で継続的なメンテナンスができる体制を整備。
- 水路更新の要望が多く、計画期間の5年間で対応できる水路更新には限界があるため、一部の水路を広域組織が実施主体になれる農地耕作条件改善事業（定額助成）で整備。



整備前の水路

取組の効果

【実施時期の前倒しと期間短縮】

- 多面的機能支払交付金では、令和4、5年度の2か年にわたり水路更新する計画であったが、農地耕作条件改善事業に移行することで、令和2年度の1か年で実施でき、実施時期の前倒しと期間短縮することができた。

【事務の軽減】

- 1か年で水路更新が完了できたため、見積徴収や契約に係る事務作業が1回で済み、事務負担の軽減を図ることができた。



整備後の水路

地域共同活動による農道の除排雪

原口地域保全会（はらぐち 上山市 かみのやまし）

- 本地区では、平成19年度から、農地・水・環境保全向上対策の取組みを開始。以前は、地区で資金を集金し活動していたため、事業開始後は活動の幅が広がり、農村環境保全活動を通じ、非農家の活動参加も増え、地域活性化に繋がった。
- 電気柵や、棚式の果樹が多く、冬期間、降雪があった際は、倒壊防止のため、雪下ろしが必要であり、毎年農道の除排雪は欠かせない。平成28年度に豪雪で、棚式の果樹が倒壊したことで、効果的な除排雪対策を検討してきた。
- 当組織は、連絡体制や役割分担等、除雪体制を確立しており、現在では豪雪による農作物被害を最小限に抑制出来るようになった。

【地区概要】

- ・取組面積 62.4ha
（田 26ha、畑 36.4ha）
- ・資源量 開水路 10.1km 農道 6.4km
- ・主な構成員
農業者、自治会、女性会、子供会
水土里ネット
- ・交付金 約 3.5百万円(R2)

農地維持支払 約1.5百万円
資源向上支払(共同、長寿命化)
約2百万円

除排雪体制の構築

【冬期間の豪雪被害】

○H28年度 棚式果樹倒壊
・雪の重さで果樹棚の支柱折れや、傾きが見られ、農作物に影響。



・組織内で、農道除排雪の重要性を改めて感じ、迅速な対応に向け、効果的な除排雪対策を検討。

【除排雪のポイント】

- 降雪前、除雪機の保守管理を実施
- 除雪経路を定めておく
- 除雪作業の支障となるものを移動

【除排雪の状況】

構成員所有の除雪機能の付いたトラクター6台と地元オペレーター6名、誘導員6名で除雪作業を実施。



【除雪時の安全対策】

オペレーター1人に、誘導員を1~2人付け、周りに人がいないこと、障害物、脱輪等を確認しながら作業している。また、こまめに休憩を取り、作業時以外はエンジンを停止する等、安全対策には万全を期している。



今後の課題

今後、活動組織において、高齢化に伴う担い手不足が考えられる。

除雪作業においても同様であり、担い手確保が課題となっているが、冬期間の農用地の保全管理は必要であり、世代交代を含め、組織として除雪体制の安定化を目指し、組織内の支え合いを大事にしていきたい。



ご清聴ありがとうございました。

高めよう 地域協働の力！

